

政府が目指している 秘密保全法の どこが問題か

キーワードは 特別秘密

- ・特別秘密に指定されると
→情報公開の対象外
 - ・特別秘密を漏えいすると
→処罰(最長10年懲役)される
 - ・特別秘密を扱おうとすると
→人的管理(調査)の対象となる
- では特別秘密ってなんだ？

特別秘密ってなんだ？

秘密保全のための法制の在り方に関する
有識者会議「秘密保全のための法制の在り
方について(報告書)」(平成23年8月8日)

「厳格な保全措置の対象とする、
特に秘匿を要する秘密」

↑誰にとって秘匿を要するのか

特別秘密の対象(報告書より)

対象は3つ

- ①国の安全
- ②外交
- ③公共の安全及び秩序の維持

→何が①②③にあたる情報か

例えば 在外公館のワインの代金についての
情報=外交情報(!?)

(外務省 在外公館報償費情報公開訴訟)

特別秘密の定め方(報告書より)

特別秘密に該当し得る事項を別表等で
あらかじめ具体的に列挙した上で、
高度の秘匿の必要性が認められる情報に
限定する趣旨が法律上読み取れるように
規定しておくこと

自衛隊法の定め

→ほとんどすべての情報ではないか

特別秘密の要件(報告書より)

「我が国の防衛上、外交上又は公共の安全及
び秩序の維持上特に秘匿することが必要で
ある場合」

「その漏えいにより国の重大な利益を害するお
それがある場合」などを要件とすること

誰が判断するのか。誰にとって秘匿が必要か

→特別秘密の範囲は曖昧なまま

曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

- ①特別秘密の漏えい(過失も含む)(公務員)
- ②特別秘密の漏えいの共謀(特別秘密を漏らすことを協議する)行為(公務員+一般人)
- ③独立教唆行為(秘密を漏らす気にさせること)(公務員+一般人)
- ④煽動行為(煽動すること=何だ?)(公務員+一般人)
- ⑤「特定取得行為」(一般人)→犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの

曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

この辺
曖昧

→
特別秘密といわれる部分

●
本当の秘密

- * どの部分の情報を漏えいしたら処罰されるのか
- * 処罰される行為は何なのか
- 二重の意味でわからない。
- わからないとどうなるか

特別秘密と情報公開

これまで①国の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持に関する情報として公開されなかった情報

- ・報償費を用いたワインの購入契約の文書(外交)
- ・捜査報償費について偽名を記載した領収証
- ・捜査報償費の月間支出総額

これらもちろん特別秘密になる

→ほとんどの①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持情報は公開されなくなる。

特別秘密と情報公開

曖昧な部分

↑ 過失で処罰されるので、公開しない。

特別秘密といわれる部分

↑ 本来公開されなければならないところも公開されない

↓

情報公開制度の絶滅

特別秘密と報道

特別秘密の範囲が不明確+処罰される行為が広すぎる。不明確

- ①本当の秘密←情報が開示されない・処罰される行為が何かわからない=取材そのものを差し控える
- ②特別秘密といわれる部分←開示されていた情報が開示されない・処罰される行為が何かわからない =取材そのものを差し控える
- ③曖昧な部分←処罰される行為が何かわからない =取材そのものを差し控える

特別秘密と行政担当者=人的管理

特別秘密を扱う→本人

- ①人定事項 ②学歴・職歴
- ③我が国の利益を害する活動
- ④外国への渡航歴 ⑤犯罪歴 ⑥懲戒処分歴
- ⑦信用状態 ⑧薬物・アルコールの影響
- ⑨精神の問題に係る通院歴
- ⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴

配偶者・子など

- ①人定事項 ②信用状態 ③渡航歴など

こんな社会に

情報公開＝都合の悪い情報は皆特別秘密
処罰されることも考えたら、公開するか非公開
にするか迷ったら非公開

取材の自由＝処罰されない情報だけを取材・
調査報道の窒息

人的管理＝政府による国民の監視



政府の都合のよい情報だけが流通し、
秘密を漏らす市民を政府が監視する社会

秘密はどうまもるか

①まずは公開原則を徹底することから
情報公開法5条3号4号を改正した上で、
公開できない情報と公開できる時期について
明確化せよ

②情報漏えいは物的管理によるべし